

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2018年7月20日	
【会社名】	株式会社野村総合研究所	
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
【電話番号】	03-5533-2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
【電話番号】	03-5533-2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 松井 貞二郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,476,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	260,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。

##### (注)1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年4月26日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」という。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、また、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役のほか、当社の日本国居住者の執行役員その他従業員(役員待遇、以下総称して「対象取締役等」という。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、また、2018年6月22日開催の第53回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」という。)として、対象取締役に對して、( )「長期インセンティブ株式報酬」として年額1億2千万円以内、( )「中期インセンティブ株式報酬」として年額2億8千万円以内、合わせて年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいています。

本募集は、本制度を踏まえ、2018年7月20日付の会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づく取締役会の決議省略の手続きにより行われるものです。なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

##### <本制度の概要等>

本制度は、( )株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、退任日まで譲渡制限を解除しない「長期インセンティブ株式報酬」と、( )中期経営計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で設定する「中期インセンティブ株式報酬」により構成することとします。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社が対象取締役に對して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、長期インセンティブ株式報酬として年18,000株以内、中期インセンティブ株式報酬として年42,000株以内、合わせて年60,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整する。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、対象取締役等は、一定期間、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

当社は、対象取締役等の中長期的な業績及び株価の上昇に向けたインセンティブとして、長期インセンティブ株式報酬と中期インセンティブ株式報酬をあわせて金銭報酬債権合計1,476,800,000円(以下「本金銭報酬債権」という。)、普通株式合計260,000株(以下「本株式」という。)を付与することとしました。その内訳は以下のとおりです。

( )長期インセンティブ株式報酬：金銭報酬債権 360,680,000円、普通株式 63,500株

( )中期インセンティブ株式報酬：金銭報酬債権 1,116,120,000円、普通株式 196,500株

譲渡制限期間については、長期インセンティブ株式報酬は、長期的かつ持続的な企業価値向上を目的とするため、退任又は退職するまで譲渡制限を解除しないこととし、中期インセンティブ株式報酬は、中期経営計画の期間等を考慮し3年としています。

なお、当社は毎年7月上旬～8月中旬までの間に、対象取締役等に対し、本株主総会にてご承認いただいた内容の金額及び株式数の範囲内において、継続かつ定期的に本制度に基づいて当社普通株式の発行又は処分を行う予定です。毎年発行又は処分される当社普通株式の株式数は、対象取締役等の人数及びその役職位等を基礎として定まり、取締役(社外取締役を除く。)は3,500株から11,000株までの間、執行役員その他の従業員(役員待遇)は2,500株から7,500株までの間で、それぞれ対象取締役等ごとに株式数が決定される予定です。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第54期事業年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」という。)として対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、新株式発行を通して発行されるものです。

また、当社は、対象取締役等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本譲渡制限契約」という。)を締結する予定です。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

<本割当契約の概要>

(1)割当契約(長期インセンティブ)

譲渡制限期間

対象取締役等が2018年8月9日(払込期日)から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、経営役、研究理事、顧問、理事、参与その他これに準ずる地位又は従業員の地位(以下「役員等の地位」という。)のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間。

譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、役員等の地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

(ア)譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、役員等の地位のいずれの地位からも任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。)により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡による退任又は退職の時点をもって譲渡制限を解除する。

(イ)譲渡制限の解除対象となる株式数

当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の全部を解除する。

当社による無償取得

当社は、対象取締役等が、役員等の地位のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合(上記に定める正当な事由による場合若しくは死亡による場合を除く。)、又はその勤務において法令若しくは社内規程に違反する等の非違行為を行ったと認められる場合等には、本割当株式の全部について、当該各事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等の保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(2)割当契約(中期インセンティブ)

譲渡制限期間

2018年8月9日(払込期日)～2021年8月9日

譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、役員等の地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

(ア)譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、役員等の地位のいずれの地位からも任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。)により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間の満了時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡による退任又は退職の時点に譲渡制限を解除する。

(イ)譲渡制限の解除対象となる株式数

当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の全部を解除する。

その他当社による無償取得、株式の管理、組織再編等における取扱いについては、(1)割当契約(長期インセンティブ)と同様の内容とする。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	260,000株	1,476,800,000	738,400,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	260,000株	1,476,800,000	738,400,000

(注)1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役等に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は738,400,000円です。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第54期事業年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
取締役(社外取締役を除く。)	4名	36,500株	207,320,000
執行役員その他の従業員(役員待遇) 48名	223,500株	1,269,800,000	第54期事業年度分

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,680	2,840	100株	2018年8月7日～2018年8月8日	-	2018年8月9日

(注)1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額です。

3. また、本新株式発行は、本制度に基づく当社の第54期事業年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社野村総合研究所 経営企画部	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	500,000	-

(注)1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等です。

## (2)【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入しました。

また、2018年6月22日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額4億円以内(うち、長期インセンティブ株式報酬として年額1億2千万円以内、中期インセンティブ株式報酬として年額2億8千万円以内)の金銭報酬債権を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本新株式発行は、本制度に基づく当社の第54期事業年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする新株式発行として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)  
2018年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年7月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)を2018年6月27日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年7月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)を2018年7月17日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年7月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2018年7月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所 本店

(東京都千代田区大手町一丁目9番2号)

株式会社野村総合研究所 大阪総合センター

(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。